

平成21年度 第15回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成22年2月4日(木)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第15回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成22年2月4日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告【追加報告】
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第19号 平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について【追加議案】

議案第20号 青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅マラソン大会と北京国際マラソン大会との相互交流事業に関する協議書の失効について（体育課）【追加報告】

協議事項（再掲）

- 1 平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について（総務課）
- 2 平成22年度全国学力・学習状況調査の実施について（教育指導担当）
- 3 青梅市教育行政等連携協議会設置要綱の制定について（社会教育課）
- 4 子ども体験塾事業夏休み小学生体験講座補助金交付要綱の一部改正について（社会教育課）
- 5 平成21年度青梅市優良青少年団体の表彰について（社会教育課）
- 6 青梅市図書館条例施行規則の一部改正について（中央図書館管理課）
- 7 青梅市運動広場設置要綱の一部改正について（体育課）
- 8 削除
- 9 青梅市図書館資料貸出停止実施要綱の制定について（中央図書館管理課）【追加協議】

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	小澤順一郎
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	学校教育部長	長澤通
	社会教育部長	山下正義
	総務課長	柳内秀樹
	施設課長	渡辺慶一郎
	指導室長	宇田剛
	教育指導担当主幹	新村紀昭
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	藤野唯基
	郷土博物館管理課長	社会教育部長(兼務)
	美術館管理課長	石田治郎
	中央図書館管理課長	栗原秀二
	体育課長	地引静雄
	国体準備担当主幹	野寄松夫

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後 1 時 30 分開会

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員 5 名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 15 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、11月26日の第13回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第13回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第14回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

次に、報告事項に入りますが、その前に、総務課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

【総務課長】 本定例会の提出案件の一部訂正について、ご説明させていただきたいと存じます。

提出議案の2枚目裏面にございます協議事項のうち、協議事項8「青梅マラソン大会と北京国際マラソン大会との相互交流事業に関する協議書の失効について」につきましては、本協議書の有効期限は2007年12月31日となっており、2008年以降の交流にかかる協議書の更新は行われておりません。既に失効しておりますので、まことに恐縮ですが、本議案から削除していただきますようお願いいたします。

なお、本協議書の失効につきましては、本議案中の報告事項の中でご報告させていただきたいと存じますので、提出議案の1、1枚目にございます議事日程の3、報告事項(1)委員長報告の次に、(2)教育長報告を追加していただきますようお願いいたします。

議案をご修正賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

【委員長】 ただいま、総務課長から本日の日程について一部削除および追加の申し出がありました。

お諮りいたします。総務課長の申し出のとおり本日の日程を修正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしとのことですので、本日の日程4の協議事項中、協議事項8「青梅

マラソン大会と北京国際マラソン大会との相互交流事業に関する協議書の失効について」を削除し、当該案件を報告事項とすることから、日程3の報告事項に(2)教育長報告を追加し、報告事項1として「青梅マラソン大会と北京国際マラソン大会との相互交流事業に関する協議書の失効について」を追加することに決定いたしました。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 次に、報告事項を行います。

初めに、委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 小学校の造形作品展に行ってみりましたので、その感想をちょっと述べたいと思います。

子どもたちの伸び伸びとした元気な作品を拝見しまして、こちら心楽しく笑顔と元気をたくさんいただいてきました。その中で、一つ一つの作品の題名に大変興味を持ちました。特別支援学級のわかさ学級は「トラを描こう」という題材でしたけれども、そこについていた題名が、「50歳のトラ」「赤ちゃんのトラ」「賢くて人の命令に従うトラ」「肉を食べたいなあ」「翼をつけたトラ」「虹色のトラ」というものでした。それから、河辺小の2年生の立体作品、こちらの方には「勉強中のお医者さん」「台上前転成功なる」「おい、逃げるなよ」「ばたばたしないでよ」とか、大変おもしろい題名がたくさんついていました。この題名があることによって、その題名が先についたのか、後からつけたものかはわからないんですけども、大変テーマが絞り込まれているので、表現したい場面がしっかりあらわれているなと思いました。見る人に、ここを工夫したんだよとか、ここの部分を伝えたいんだよというようなことが、こちらにも伝わってきましたので、一つ一つの作品の前にジーンと立ちどまって、足をとめて見させていただくことになりました。今井小や四小で取り上げた言語力の発表があったんですけども、国語科以外のところでの言語活動の成果というのは、こういうところなのかなというふうに感じました。

それからもう一点、きのうの小学校の研究発表会のことです。4校のどの学校の発表もみんな日常の教育活動の中に密着していて、発表会に参加された先生方が各クラスに持ち帰って学級の実態にあわせて実践できるものがあったなと、私は感じました。その中で私は、二小の「体力向上をめざした実践」というのに関心を持ちました。昨年度、体力向上推進委員会が出したリーフレットをもとに、それをいかに活用したかという実践報告でしたけれども、体育では子どもにいかに体の動きのバリエーションを多く経験させて、運動能力を刺激する、そして運動量を確保して体力を高めるかということが課題になると思うんですけども、やはり授業の中でバリエーションをふやすというのは、教師が意識して取り上げないと見過ごされてしまうことだと思うんです。でも、子どもたちが楽しんで体を動かすさまざまな動きのメニューを教師が一人で考えられるかということ、やはりそれは難しいと思うんですね。ということは、今回取り上げた運動のほかにも、そのリーフレットの中に入っている運動があると思いますので、ぜひそれを青梅市全体で

活用して実践してほしいなと思いました。今回のような具体的な実践を、市全体で発表していただいたのは、大変意義があったことではないかなというふうに私は思いました。

【委員長】 今、委員がおっしゃったように、どの学校へもこれが広がっていくことが大変望ましいことだなということで、私も同感でございます。

ほかにありますか。

【委員】 私も2件あるんですけども、1件目は今の作品展の件ですが、同じような感想を持ちましたが、図工の先生の方から、来年は市の美術館でできるようになったというお話を伺ったんですけども、館の1階を使うんでしょうか。どこを使うんでしょう。

【美術館管理課長】 来年の予定でございますが、ちなみに日にちが2月5日(土)・6日(日)を使いまして、2階全部を使ってやろうと思います。

【委員】 中学校はたしか、ポッパルトホールでこれまでやられたという記憶があるんですが、中学校は何か動きがあるんでしょうか。

【美術館管理課長】 中学校は現在のままという話を聞いています。

【委員】 もう一件。西中学校の研究発表が11月6日に行われたわけでございますけれども、校長先生から私の方に資料を送ってまいりまして、拝見させていただきました。大変すばらしい発表だったというふうに内容から察せられます。特に地域に対する愛情と誇りを持つことができる生徒の育成ということで研究を進められたわけでございますけれども、これをいただいた次の日か何か、私が散歩しておりましたら、中学生が2人自転車で通りまして、「こんにちは」と挨拶をしてくれました。あ、西中の生徒さんだと思って。やはり学校の実践が地域とのつながりの中で実現されていくということを改めて感じまして、私がまだ教育委員になる前の資料をわざわざ送っていただいて、非常に感謝しております。

【委員長】 中学校の方は美術展が明日から10日まで開かれます。お買い物のついでに河辺の北口へどうぞという感じでございます。よろしく願いいたします。

以上で、委員長報告は終了いたします。

【追加報告】

(2)教育長報告

1 青梅マラソン大会と北京国際マラソン大会との相互交流事業に関する協議書の失効について(体育課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、青梅マラソン大会と北京国際マラソン大会との相互交流事業に関する協議書の失効について、の説明をお願いいたします。

【体育課長】 今お手元にご配布いたしました報告資料1により、ご説明申し上げます。

一番最後のところに協議書という原本の写しが添付されておりますが、平成14年12月1日に締結したものでございます。

この件は、5年間の協定の期間でございましたが、昭和57年5月にスタートいたしまして、

平成19年までの期間で継続して交流してまいりました。その間、中段にもございますが、青梅市としても青梅市、また体育協会、陸上競技協会を中心とする主催者会議で、今後継続してこうという意思確認をした後に、協議書更新のための文書を北京市にお送りいたしましたところ、北京市体育総会で最終的に、いろいろ検討しましたが協議書の更新は行わないということが決定され、その旨の回答書が12月に青梅市に到着いたしました。青梅市では、回答書の内容につきまして、東京都日本中国友好協会並びに同年12月の主催者会議で検討した結果、協議書の更新をしないこととなりました。

今回、協議書そのものが失効しておりますので、ここにご報告をさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

その他、何かありますか。

【中央図書館管理課長】 委員さんのお手元に、2月4日付けの通知が届いているかと思います。「中央図書館文学講座『古屋和子ひとり語り』の開催についてご案内」という通知があるかと思えます。それともう一つ、チラシの方があるかと思いますが、3月13日、中央図書館の多目的室において開催するわけでございます。ぜひご参加いただきたく、ご案内の通知を差し上げた次第でございます。もしご参加いただけるようであれば、2月11日までに中央図書館の方にご連絡いただければありがたいということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

その他、何かありますか。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 お手元の協議資料1にもとづきまして、平成22年度青梅市教育委員会の基本方針(案)につきまして、ご説明させていただきます。

毎年、教育委員会におきましては、この時期に、次年度の青梅市教育委員会の教育目標並びに青梅市教育委員会の基本方針をお定めいただき、そしてその後、青梅市教育委員会の教育施策の概要という本にまとめまして、これをもとにそれぞれの教育施策を実施するという形をとっております。

青梅市教育委員会の教育目標でございますが、特に変更させていただくところはございませんが、平成22年度青梅市教育委員会の基本方針(案)につきまして、1ページから10ページにわたり、赤字が削除する箇所、青字が修正・追加する箇所という形でご提案申し上げ、ご協議を

お願いするものでございます。

10ページの次からになります。新旧対照表でご説明させていただきますので、A4判横になっております「新旧対照表」をご覧くださいと存じます。

「平成22年度青梅市教育委員会の基本方針」、これは基本方針1から基本方針5までにわたっております。

まず、「基本方針1『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」であります。この内容に変更はございません。

2番の「心の教育の推進」のところをご覧くださいと存じます。21年度が右側、22年度の改めようとするものが左側という形になっております。5行目「真・善・美などの人間的な価値観を養うために」ということで、「真・美・善」を「真・善・美」に変更させていただいております。人間的な価値観を表現する上で、「真・善・美」の順で表現することが適切と考え、並び順を変えさせていただいております。

次のページ、6番の「健全育成の推進」のところですが、「家庭・学校・地域および行政と関係諸機関が連携を密に図り、健全育成を推進する」というように表現させていただいております。健全育成の推進に当たりましては、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関が連携を密に図りながら推進することが重要であることから、「連携を密に図り、健全育成を推進する」に変更させていただいております。

3ページをお開き願います。「基本方針2『豊かな個性』と『創造力』の伸長」であります。この内容に変更はございません。

1番の「個を伸ばす指導の充実」をご覧くださいと存じます。5行目のところで、「総合的な学習の時間」がかぎ括弧でくくられておりましたが、取り立ててかぎ括弧をつける必要もございませんことから、削らせていただくものであります。

次のページ、4番の「国際理解教育の推進」であります。小学校では新学習指導要領で「外国語活動」と表記されておりますので、「小学校における外国語活動」に改めさせていただいております。また、新学習指導要領に明記されたことを踏まえ、小学校と中学校の順を入れ替えまして、「小学校における外国語活動および中学校での英語教育を充実する」に変えさせていただきました。

次に、6番の「キャリア教育の充実」をご覧くださいと存じます。「健全な勤労観や職業観をはぐくみ」を「望ましい勤労観や職業観をはぐくみ」に変えさせていただいております。国および都におけるキャリア教育の考え方におきまして、「望ましい勤労観、職業観の育成」と定義されておりますので、「健全な」を「望ましい」に変更するものであります。

次のページ、7番「特別支援教育の円滑な実施」におきましては、青梅市特別支援教育実施計画の第二次計画を作成しているところでありまして、この第二次計画は平成22年度から23年度を計画期間としておりますので、「第二次計画(平成22～23年度)」の文言を追加させていただきます。また、「副籍」のところにつきましては「制度」を加え、「副籍制度」と

したところであります。

続きまして、6ページをお開き願います。「基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実」であります。この内容に変更はございません。

また、1番「生涯学習の推進」から、次のページの7番「社会教育施設の環境整備」までの各項目につきましても、内容に変更はございません。

次に、8ページの「基本方針4」をご覧いただきたいと存じます。昨年9月の市議会定例会で「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」が可決成立し、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務は、平成22年4月から市長が管理し執行することになりました。また同時に、青梅市組織条例の一部改正に伴い、体育課および国体準備担当が市長部局の市民部へ移ることになります。このことに伴いまして、基本方針4では、スポーツ・レクリエーション部分の文言を削るとともに、文化・芸術に関しましては文言を整理させていただき、タイトルを「文化・芸術の振興」に変更させていただいております。

青字の部分で、1番の「文化財の保護・普及」と2番の「芸術活動の振興」であります。文化と芸術活動の振興を一つにまとめる形で表現しておりましたものを、文化と芸術に関する振興についてそれぞれ独立した項目とさせていただきました。1番の「文化財の保護・普及」では、「長い歴史の中で培われてきた貴重な有形・無形の文化財を保護するとともに、市民への普及活動に努め、郷土に対する意識をはぐくむ」とし、2番の「芸術活動の振興」では、「優れた芸術に親しむために、美術作品を収集、保管および展示して市民の利用に供するとともに、教育普及事業の拡充に努め、美術の学習や創作活動の発表を支援し、芸術活動の振興を図る」としております。それぞれ具体的な取り組みを入れさせていただき、文化・芸術の振興を図るためのより前向きな表現にさせていただいております。

次のページ、3番「読書活動の推進」につきましては、項目がふえたことによる番号ズレにより、2を3に変えるものであります。

また次の3番「スポーツ・レクリエーション活動の推進」から、5番「第68回国民体育大会開催準備の遂行について」までの3項目につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務は、平成22年4月から市長が管理し執行することになり、体育課および国体準備担当が市長部局へ移ることから、削らせていただくものであります。

続きまして、10ページをお開き願います。「基本方針5 『市民の教育参加の促進』と『主体的な教育行政の推進』」であります。この内容に変更はございません。

11ページ、4番の「安全・安心な学校づくりの推進」につきましては、「等」を削り、文言の整理をさせていただいております。

次のページ、10番の「教育委員会の機能の充実」をご覧いただきたいと存じます。平成18年12月に教育基本法が改正され、その後、改正の趣旨に即して、教育3法の改正と社会教育3法の改正が行われました。この一連の法改正によります教育改革を踏まえまして、開かれた教育

行政を推進するため、学校評価や教育委員会事務事業点検評価とその公表など、教育行政に関する情報の積極的な提供に努めているところであります。教育委員会の活性化と機能の充実を図るためには、家庭・学校・地域と教育委員会が相互の連携を深めながら教育行政を推進し、その一層の充実に向けて取り組んでいくことが重要でありますので、文言を整理させていただき、「開かれた教育行政を推進するため、教育委員会の事務事業を自ら点検・評価し、市民に公表するなどの情報発信を積極的に行い、家庭・学校・地域との一層の連携を深めながら機能の充実を図る」とわかりやすい形で表現させていただきました。

次に、最後の項目になりますが、11番「スポーツに関する市長部局との連携」をご覧いただきたいと存じます。スポーツに関する事務の市長部局への移管に当たりましては、青梅市教育委員会として「教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、学校教育との連携が十分図れるようにすること」と意見を述べております。このことを踏まえまして、新たに「スポーツに関する市長部局との連携」を項目に加えまして、「スポーツに関して、市長部局との協議・連携の場を通して情報交換等を行いながら、教育委員会における体育の充実を図る」と一文を加えていただいております。

非常に多岐にわたるものでございますが、よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 組織改編に伴う部分が非常に多く見られましたけれども、ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは私から。

6ページ、基本方針4のところに「文化・芸術の振興」とあります。パッと受けとった感じでは、芸術も文化に包括されているものの一つではないかという思いがしてしまうんですけれども、どのような感じでこれはとらえたのでしょうか。

【社会教育部長】 文化・芸術というとらえ方でございますが、平成13年12月に法律第148号で、「文化芸術振興基本法」が制定されました。その関係で、それに倣うような形で、こちらの方の文化・芸術についても整理させていただいたところでございます。「文化・芸術」というふうな格好で、この中身につきましても文化と芸術というふうに分けて表記したということでございます。

【委員長】 芸術を強調されたというふうに私は受けとめたんですけれども、そういうことですね。

【委員】 私も同じところで、たぶん委員長と同じような感じ方だと思うんですけれども、文化という言葉がなくなってしまったように、正直言って受けとめられるのが一つ。それから文化財の保護というのはわかるんですが、どうも文化財の普及といったときに、ちょっと国語的にどうかなと正直思いました。文章の中で、「市民への普及活動」という言い方をすればわかるんですが、タイトルとして「文化財の保護と文化財の普及」とすると、文化財の普及って何だろうかと、ちょっと違和感があります。これ、国語的な意味で考えればいいのかもかもしれませんけれども、そ

の辺りも国語の中で適切な言い回しがあるとすればと思って、ちょっとそういう感想を持ちました。

2点、以上です。

【委員長】 どういうふうに直すとか、そういうことではございませんね。

ほかに。

【委員】 私もその「芸術活動の振興」というところで感じたことなんですけれども、芸術活動が美術に特定されているというところが、例えば市民会館に音楽の優れた方を呼んでコンサートを開くとか、あるいは舞踏の方を呼んで市民の方へ発表の場をつくるということがこの中に入ってこない、芸術活動の振興という意味では少し均衡を欠くなのかなというふうに感じたんですけど。

【委員長】 そういうご意見が出ましたけれども、文化というものを扱うときは難しいですよ。広い視野から話し合われたと思うんですけれども。

【社会教育部長】 まず、文化財の關係の普及という考えでございますが、保護と、また文化財の普及で、普及についてはこちらの文化財の思想的なもの等、あるいは文化財を大切にしようというようなものをとらえて、このような並列にさせていただいたということでございまして、確かにご指摘のあった内容ですと、少し国語的にいかがかなということではございますが、内容的にはやはり保護だけではなくて、市の歴史あるいは文化財等を通して啓蒙していくというような使命を持っておりますので、そちらの文言を整理させていただいて、普及という言葉を使わせていただいたということでございます。

2番目の「芸術活動の振興」でございますが、確かに内容につきましては美術に特化したというところがございますので、この辺につきましてはやはり市民劇場等、芸術的なものもあわせて実施してございます。3行目の「芸術活動の振興を図る」という中ですべて考えているといひますか、表現をしたつもりでございますが、何か美術作品、美術の学習というようなものがちょっと強く出ておりますので、この辺少し検討させていただいて、わかりやすい表現をさせていただければと思っております。

【委員長】 「芸術活動の振興」の中に美術關係のものが強調されている中で、青梅市というのは以前から音楽活動は伝統的に幅広く行われてきている面もあるので、そういったものも少しは欲しいなという感じもいたしますし、ここの部分については吟味してもらおうということでよろしゅうございますか。ここで協議してやっていくというのは大変なことですから、それは避けまして、持ち帰っていただいて。

またスポーツ關係も、市長部局にいったということで、非常に扱いにくい部分になってしまったということがあるので大変だったと思うんですけれども。ほかはいかがですか。

【委員】 先ほど文化財のお話が出ましたけれども、市の美術館があるところというのはそんなにはありませんので、これも青梅市の大きな特徴の一つだと思います。スポーツ關係も今回市長部局の方というお話がありましたが、全体としまして、何か青梅市として青梅市らしさという

のが少し強調されているようなところがあるかもしれませんが、例えば市民の方から聞かれたときに、ここは青梅市として特に議論したんだよ、考えたんだよというところを説明できれば、私たちとしても非常にありがたいなと思っているんですが、いかがでございましょうか。

【委員長】 基本方針の4としては差し支えはございませんね。その中の枝のところの一部を少し吟味していただくということで、それは可能ですか。大筋においては結構でございますので、その部分については吟味をしていただいて修正していただくということで。

【社会教育部長】 「芸術活動の振興」の中で、美術の關係に特化しておりますので、この辺を、ちょっとお時間をいただきまして、全体に芸術活動が行えるような市民劇場あるいはいろいろな芸術活動が行えるような文言に整理させていただくということでご承認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 よろしいですか。全体としてはこれでいきましょうということで、項目の部分に手直しをしていただくと。

【委員】 今回の改正で、この一冊の本の中から「スポーツ」という言葉が赤字で削除されていて、私はこれを見たときに、心情的なものですが、寂しいなと感じました。基本方針1の5番、「地域に根ざした教育の充実」というところに、「身近な地域の自然や文化を教材として取り扱う」というのがあるんですが、文化の中に入ってしまふのかもしれないけれども、この中に、子どもたちに地域の人たちが教えてくれるスポーツというものも入れられないのかなど。何かスポーツにこだわってしまいますけれども、例えば体育指導委員の人たちが地域へ行って、小学校の授業の中で総合的な学習でそういうものを取り上げてもらったりということもあるので、こういうところに「スポーツ」という言葉が入らないかなというふうにちょっと思ったので。

【委員長】 これまでのところで、基本方針は変えないでいこうという構想でこれがつくられていますので。

【学校教育部長】 ただいま 委員からお話のございました「地域に根ざした教育の充実」でございますけれども、この場所での表現につきましては、教育全体を、青梅市が推進していく中で、地域のいわゆる特色を生かす、そしてその地域の人材を活用していくという、非常に幅広い中でのとらえとご理解いただきたいと思います。

委員おっしゃいますとおり、「スポーツ」という言葉がほとんど消えてしまったという部分でございますけれども、12ページの11番のところ、非常に今回はまだ文言が少のうございます。私どもも、教育委員会でご決定いただきましたあの条件、それを生かすべく、社会教育また学校教育も協力しながら、このスポーツについて相互協力をできる場を主体的に教育委員会が持つていく所存でございます。それが、例えば委員会であるとか、またはプロジェクトであるとか、そういうものが設けられました暁には、さらにその内容を充実するということで、この文言も増えていくと思います。また、この中で行われました内容につきましては、当然事務局といたしましても、委員さんにこの場でのご報告をしていくのであろうと、こういうふうには現在はお考えしております。非常にこの件につきましては、社会教育課長、総務課長、両部長も、相携えて、

現在この場の形づくりというものをやっておりますので、そんな中で今回はご了承いただきまして今後を見ていただきたいと思いますという次第でございます。

どうぞよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

【委員長】 11番のところで、新たに項をおこして、それを強調して、地域のスポーツの振興にも教育委員会がかかわるということを明記していただいたので、よろしゅうございますか。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について、は承認されました。

2 平成22年度全国学力・学習状況調査の実施について(教育指導担当)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。平成22年度全国学力・学習状況調査の実施について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 平成22年度全国学力・学習状況調査の実施につきまして、協議資料2にもとづいてご説明させていただきます。

まず、本市における本調査への対応についてということですが、平成22年度より文部科学省が本調査を抽出調査としたことから、抽出された学校が本調査に参加するとともに、抽出校以外の学校についても抽出調査と同一の問題の提供を受け、全校で調査を実施したいというふうに考えております。

本市では抽出校として 小学校と 中学校が文部科学省より選定され、通知がまいりました。この選定方法等についての情報はございませんけれども、また抽出校名の情報については国が開示としておりますので、本市においても不開示ということで考えております。よろしくお願い申し上げます。

さて、この抽出校以外の学校で実施する理由につきましては、資料の2番のところにございますように3点ございます。1点目は、本調査の国語・算数(数学)の内容が、新学習指導要領の基本方針に示された内容にもとづくものであることから、この調査を活用することによって本市の児童・生徒の学習状況の一側面を把握することが可能になるというふうに考えております。

2点目に、本調査で得られた結果について、市内各学校あるいは市全体、全国との間で比較を行い、傾向等を分析することを通して、授業改善推進プランの作成活用役に役立つなど、各学校において継続的な授業改善のサイクルを確立することが可能になるというふうに考えております。

3点目に、全体を分析することによりまして、今までのデータ、経年の変化を把握いたしまして、市としての課題を明らかにして、改善の方向性を示したり、学力向上の施策に反映させたり

することが可能になるというふうに考えております。

3番目の調査の概要についてでございますが、対象はここにありますように小学校調査が小学校第6学年、中学校調査が中学校第3学年ということです。

調査事項につきましては、ア、イ、ウ、エの四つとなっております。ウの児童・生徒質問紙調査については、学習意欲や学習環境、生活面についての調査、学校調査については学校の教育条件等の調査ということで、これにつきましては抽出校のみということで、文部科学省の方で、これと上のア、イの調査との相関をまた結果として出してくるということになってございます。

調査実施日については、抽出校が平成22年4月20日に行うことから、希望利用校についても原則として同日というふうに考えております。

調査結果の取り扱いについてでございますが、資料にある2点でございます。抽出校については文部科学省が各教科、児童・生徒質問紙、学校質問紙の結果について分析し、公表するとともに、結果を教育委員会に情報提供していただくということでございます。また、希望利用校につきましては、文部科学省の資料にもとづき（配点基準等がその後示される）各学校で採点をしていただき、その結果を教育委員会の方で分析させていただき、各学校にその状況について情報提供していくという形にしたいと考えております。

また、本調査の結果の公表につきましては、今までと同様、国・都の比較において本市の児童・生徒の一定の傾向というものを示してまいりたいというふうに考えております。

希望利用による全校実施につきましては、校長会の方にも情報提供して、今、理解を求めているという状況でございます。

この調査の実施につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 希望利用校についてですが、こういう趣旨で調査をしますというようなことが実際に児童・生徒にお伝えをされるのでしょうか。

【委員長】 児童・生徒への理解はどういうふうにするかという意味ですね。

【教育指導担当主幹】 それにつきましては、今までも全国学力調査の概要につきまして理解を求めているところでございますので、同様の趣旨で行いたいということを周知してまいりたいと思います。

【委員長】 やはり学力向上は重大な課題ですから、データを得るというのは必要かと思えますね。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成22年度全国学力・学習状況調査の実施について、は承認されました。

3 青梅市教育行政等連携協議会設置要綱の制定について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市教育行政等連携協議会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 青梅市教育行政等連携協議会設置要綱の制定について、ご説明申し上げます。

先ほど基本方針の中でもご協議をいただきまして、昨年第4回審議会において職務権限、スポーツに関する事務が市長部局に移管されたということがございます。基本的に市長部局の所管事務というふうになりましたので、スポーツは市長の所管事務というような形になります。ただ、先ほども総務課長が申し上げましたとおり、教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で学校教育および社会教育との連携が十分図れるようにしてほしいという意見を、教育委員会として述べております。その中で、やはりスポーツの事務が市長部局にいったことを非常に我々も、危機感という言い方をするのはいけないですが、すべていってしまうのではないかとということもございますので、ここでその連携を図る意味を考えまして、この要綱を制定しようということでございます。この協議会を発足させて、意見交換を行う場を設けようという形をとろうというものでございます。

それでは、協議資料3をご覧いただきたいと存じます。

第1項は、設置に関する規定であります。青梅市長部局および青梅市教育委員会事務局の双方に関連する事業の連携と円滑な実施を図るため、青梅市教育行政等連携協議会を設置しようとするものであります。

第2項は、協議会の所掌事項ということで、協議会については次の各号に規定する事項の連携について協議をすることとしております。(1)としては、先ほど申し上げましたスポーツにかかる事務に関すること。(2)として、生涯学習事業等に関すること。(3)として、その他市長部局と教育委員会事務局との間で連携が必要な事項について、協議をする場を設けようということが所掌事項となっております。

第3項については、組織を規定してあります。4月に組織改正が実施されて、若干教育委員会の組織も市長部局の組織も変わりますが、現状の職によるもので現在の組織をしてございます。基本的に、スポーツに関する事項と生涯学習等に関する事項が主であるということから、委員長については社会教育部長を充てる。副委員長については、市長部局の組織に係る部長ということで企画部長、現状で教育委員会の組織関係の担当をする部長ということで学校教育部長を充てようというふうに考えてございます。委員につきましては、市長部局は企画調整課長、行政管理課長、それから教育委員会としては総務課長、施設課長、指導室長、社会教育課長、体育課長というような形で、委員を課長職で固めてございます。

なお、(2)として、それ以外の委員にも、いろいろな協議の中で、いろいろな情報交換を行う中で、必要と認める場合には臨時に委員を協議会に出席させることができるというふうな形で組織をしてございます。

第4項につきましては、委員長と副委員長の職務ということで、委員長と副委員長がどんなこ

とをやるのか、そういう職務を規定してございます。

第5項の会議につきましては、委員長が招集し、委員長が議長として会を運営しますよという規定をしてございます。

第6項でございますが、報告ということで、協議会は必要に応じて協議会の検討経過および結果を市長および教育委員会に報告するというので、先ほど学校教育部長の方から、逐次いろいろな検討をした場合に、報告が必要であれば報告をさせていただくというふうな形で、ここに報告という規定を整理させていただいております。

庶務につきましては、社会教育担当課が処理するというので、現状ですと社会教育課が処理をさせていただきます。

その他ということで、裏面になりますが、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定めるとして、学校教育部長の方から申し上げましたが、これからいろいろなことが発生するというふうに考えてございます。やはり市長部局と教育委員会部局が連携を密にとりながら、教育委員会の意見もはっきり申す。それから市長の意見もお聞きし、いろいろ協議を進めて、充実したものにしたいというふうに考えてございます。

実施期日については、少しさかのぼらせていただきますが、2月1日から実施することとしております。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りたいと思います。

なお、ご決定いただきました要綱については、市の経営会議に報告させていただき、最終決定ということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

先ほどのと関連がございますけれども、よろしく理解されたということで。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育行政等連携協議会設置要綱の制定について、は承認されました。

4 子ども体験塾事業夏休み小学生体験講座補助金交付要綱の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。子ども体験塾事業夏休み小学生体験講座補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 子ども体験塾事業夏休み小学生体験講座補助金交付要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。協議資料4をご覧くださいと存じます。

まず改正の理由でございますが、本事業は平成21年度まで東京都市長会の多摩・島しょ子ども体験塾事業の対象事業として実施しておりましたが、補助対象の対象見直しが行われ、平成2

2年度から本事業が市長会の補助対象事業から外れたことに伴いまして、本要綱の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、本要綱の目的の中に、先ほど申しましたように東京都市長会の多摩・島しょ子ども体験塾運営本部からの助成金を活用して、明星大学が行う夏休み小学生体験講座に対して補助金を交付するという規定となっておりますが、改正の理由でも申し上げましたとおり、東京都市長会において補助対象が見直されたことに伴いまして、助成金を活用する規定を削除しようとするものであります。

なお、明星大学が実施する夏休み小学生体験講座に対する補助については、市の単独事業として平成22年度も行いたいというふうに考えてございます。

実施期日につきましては、平成22年4月1日とするものであります。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 関連する団体との関係で、要綱の改正になるということですね。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますか。

【委員】 なぜ対象から外れたのか、その辺はどのように把握されていますでしょうか。

【社会教育課長】 以前は、単独の市に対して補助が出ていたんです。いろいろな子ども体験塾の事業をやっております、例えば郷土博物館の発掘体験講座ですと、650万円のお金が市長会からきたんですが、その部分の見直しがされて、一つの地域、一つの自治体ではなくて、連携する自治体で何か行ったときには補助を出しますよという要綱に変わってしまったものですから。ただ、私どもとしては、せっかく去年から明星大学と連携を始めたものですから、それについては続けたいということで、助成はないけれどもやらせてくださいということで、予算要求をさせていただいたというような形です。

【委員】 では、広域的に連携してやっている事業については、計画はされていないということになるのでしょうか。

【社会教育課長】 実は、私ども社会教育課としてやっている事業はあるわけなんです、先ほど言いました発掘については羽村市と連携してやるような形で、今方向を出しているようなことを聞いております。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 ただいま発掘の話をお聞かせいただいたんですが、ほかに具体的にどういうことをされているのかということと、青梅市の補助金が使われるということになると、基本的に青梅市の小学生が対象ということになってしまうんですか。

【社会教育課長】 子ども体験塾事業については、市の単独事業が比較的多くやっておりました。環境の関係ですとか、御岳山に子どもを連れて一泊の宿泊研修ですとか、そういうものやっておりましたが、青梅市の子どもを対象にしていたものですから、そのところは一応カットということ。ただ、いろいろな部署が、今やっていた部署で検討しておりまして、御岳山に一泊するというようなところも大多摩地域の関係でできないかとかいう模索はしているようでござ

います。まだ決定はされないと。明星の私どもの事業については、市を対象に、市民を対象に、市の小学生を対象に いろいろなところからきたいという話がありますけれども、市民を対象に実施していただくように明星大学にお願いするというような形になります。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 明星大学自体は、こういう事業も含めて、何か国のいわゆる補助対象とか、助成を受けているような事業にノミネートしているとか、そういうことではないんですか。

【社会教育課長】 私どもの把握しているところによりますと、明星大学は日野にキャンパスがあって、日野の方では比較的いろいろなことをやられているようなところがあります。青梅については、この子ども体験の関係が非常にメインになっていまして、そういうような形で何年かやられていて、去年の段階でそれに私どもが参画をさせていただきよということをお願いをした経緯があります。国の方の事業はたぶん、はっきりしたことは言えないんですけれども、明星の青梅のキャンパスの方ではないのではないかなというふうに考えております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、子ども体験塾事業夏休み小学生体験講座補助金交付要綱の一部改正について、は承認されました。

5 平成21年度青梅市優良青少年団体の表彰について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。平成21年度青梅市優良青少年団体の表彰について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 平成21年度青梅市優良青少年団体の表彰につきまして、協議資料5にもとづきましてご説明をさせていただきます。

優良青少年団体の表彰につきましては、市内の青少年団体であって、顕著な活動実績をあげた団体を、青梅市優良青少年団体に対する表彰基準にもとづきまして表彰するものであります。

この青少年団体の推薦の手順でございますが、被表彰団体の推薦を青梅市の青少年委員さんにご依頼してございます。青少年委員さんが日常の活動の中で顕著な活動実績をあげた団体がいる場合には、お手元でございますように、推薦調書により、教育長に対して推薦をするというようなことでございます。これを受けまして、表彰手順に照らし合わせる中で、その内容を検討し、教育委員会に提示するという手順をとってございます。

今回、3人の青少年委員さんから4団体の推薦がございました。いろいろな協議の中で、4団体を教育委員会にかけるといふことでご提案申し上げようということになります。

それでは、推薦調書 1からご説明をさせていただきます。団体名は、下郷子供会です。梅郷一・二丁目の地域の子供会で、代表者としては子ども会長さんが青木優斗さんと藤野郁恵さんのお二人です。育成会長さんについては大人の方でございますが、杉浦豊さんでございます。会員

数は1年生から6年生まで45名おられます。記載はございませんが、45名の団体でございます。下郷子供の発足でございますが、昭和40年ということで、だいぶ長い歴史を持っております。

次に、推薦理由でございますが、近年少子化が進んでいる中で、各地区の子供会が衰退しております。児童相互の交流行事にあわせて納涼盆踊り大会や市民運動会、地域の下山八幡神社の祭礼行事などの地域行事にも積極的に参加し、地域の方々と一体となった活動をしていること。特に、地域にある芸能保存会が行う獅子舞に、小学6年生が中心となり参加して、練習を経て祭礼当日には舞の披露をし、伝統芸能の継承に努めております。

推薦者は、第五小学校区を担当しております青少年委員の天野俊寿さんです。

続きまして、2でございますが、団体名は山百合子供会ということで、師岡二丁目地域の子供会でございます。代表者は、子ども会長さんが宮野奏江さん、育成会長さんは宮野和子さんということでございます。会員数につきましては、1年生から6年生までで59名ということでございます。発足年度の記載はございませんが、昭和30年には会があったということを確認させていただきましたが、正確な発足年は不明であります。

次に推薦理由としては、公園清掃や資源回収などの活動をはじめ、市民運動会への参加や特に霞川の清掃については青少年対策地区委員会に協力して川の環境浄化に協力し、ホタルの繁殖等を通じて自然を大切にすることを目的としたボランティア活動を行っており、地域の美化に貢献している。この中には記載がないんですが、そういうふうな形で霞川清掃に協力しているということでございます。また、区域内にある師岡愛宕神社の祭礼では、子供会が自主的に模擬店を出店し、地域の伝統行事を盛り上げ、さらに都の有形文化財である春日神社の例大祭では、獅子舞やささら役で参加しており、あわせて伝統芸能継承の一端を担っております。

推薦者は、吹上小学校区が担当でございます青少年委員の浜中成実さんでございます。

続きまして、3ですが、団体名としては富士美子供会、東青梅三丁目地域の子供会で、代表の子ども会長さんは伊藤菜歩さん、育成会長さんは高野幸代さんでございます。会員数は小学校1年生から6年生までで57人ということでございます。発足は昭和46年4月ということですよ。

推薦の理由としては、子供会の特徴でもあります子どもたちの自立性や協調性の育成に重点を置き、そういう活動が企画・運営されております。上級生が下級生の世話をするのはもとより、スポーツでは技術だけでなくチームワークの向上に努め、常に周りを見渡し気配りをする姿は目を見張るものがあります。納涼大会やクリスマス会では特に上級生が積極的に企画・運営し、育成会や自治会、福寿会や中学会といった地域の人との交流に一役を担っております。また、自治会と協力して、先ほども申しましたが、霞川周辺の清掃、大塚山いこいの森清掃などのボランティア活動にも積極的に参加しております。今年度は六万薬師堂の秋祭りに協力し、学校で友達に秋祭りへの参加を呼びかけたり、模擬店の運営を手伝うなど、自主的に活動しております。

これにつきましては、第四小学校区の担当でございます青少年委員の平原直さんから推薦をいただいております。

最後になりますが、4でございます。早道子供会ということで、東青梅五丁目地域の子供会でございます。子ども会長さんは西野亨さん、育成会長さんは土井理さんです。会員数は1年生から6年生まで36名ということでございます。発足年は昭和42年です。

推薦の理由といたしましては、早道子供会の特徴として、親子の絆を大切にしていることです。各種行事への父親の参加率が高く、サマーキャンプ、第八支会運動会、クリスマス会など、親子が協力して楽しめる催しを積極的に実施しております。また、子どもたちが積極的に各行事へ取り組む姿や、90%を超える出席率は、他の地域と比べても秀でるものがある。師岡愛宕神社の准胝観音祭典では、自治会や育成会の指導のもと盆踊りの練習を重ねて、全ての子どもが踊れるような方向で、地域の方とのふれあいに寄与しており、さまざまな行事に参加することにより、地域と一体となった活動をしております。さらに、本年度(21年度)は東青梅五丁目防災ボランティアに参加し、高齢者の誘導の手伝いやひとり暮らしの老人との交流など、体験学習を通じて防災の心得やボランティアの重要性を学ぶ試みをしております。毎年新しい取り組みを入れながら、さまざまな活動を積極的に行っている子供会でございます。

これにつきましても、第四小学校区でございますので、平原直さんから推薦をいただいております。

いずれの団体も、子供会活動が衰退していく中で、地域のさまざまな行事に積極的に参加し、地域を大切する心を育てるということを目的に、子供会活動を継続していく努力をしているものと判断しております。

以上、説明を終わらせていただきますが、もしお認めいただいた場合には、表彰につきましては2月14日に開催予定の親子ふれあい綱引き大会の中で実施をさせていただきたいというふうに考えてございます。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 子供会って実際幾つぐらいあるものなのか、急に気になりまして、教えていただけたらと思います。

【社会教育課長】 青梅市全体で92団体だそうです。会員数が1,869人。加入率が、午前中の会議の中で、全生徒の3割ぐらいというお話をされていました。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成21年度青梅市優良青少年団体の表彰については承認されました。

6 青梅市図書館条例施行規則の一部改正について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市図書館条例施行規則の一部改正につ

いて、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 協議資料6にもとづいてご説明申し上げます。

青梅市図書館条例施行規則の一部改正でございますが、1の改正の理由につきましては、図書館資料の返却を長期にわたって延滞する利用者等に対する貸出しの停止措置を実施することに伴い、関係規定の整備を行おうとするものでございます。

2の改正の内容でございますが、裏面の新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が改正後、右が現行でございます。

まず、第12条の「利用中の図書館資料の返還」を「利用中の図書館資料の返却」に改めようとするものでございます。

また、条文中、「返還」を「返却」に変更しようとするものでございます。

また、メインでございますが、第13条で「図書館資料の利用の禁止」を、現行では「委員会は、利用者が図書館資料の返還を怠った場合には、以後その利用者に対し、図書館資料の利用を禁止することができる」と規定されておるわけでございますが、改正後につきましては、「委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対して、図書館資料の貸出しの停止を行うことができる。(1)貸出しを受けた図書館資料(以下、『貸出し資料』という。)を貸出期限までに返却しない者(2)貸出資料を亡失または損傷し、弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しない者(3)その他委員会が特に必要と認める者」というふうに改めることにするものでございます。

なお、現在ですと、図書資料でございますと1人5冊まで15日間、視聴覚資料は1人2点8日間を貸し出しているわけでございますが、図書資料5冊のうち1冊延滞したとしても、残りの4冊が貸出し可能となるという状況でございます。この利用禁止規定を行いますと、館内閲覧も禁止ということになるんですが、そういった館内貸出しでなく図書館内での閲覧も禁止することになってしまうことから、この禁止規定は適用していないのが現状でございます。そういったことで、1冊でも延滞があっても、改正後につきましては残りの4冊が貸出し可能という状況にはならず、1冊を返したら全部貸出しましょうというふうな規定に変更したいというところでございます。

また表に戻りまして、2番の改正内容の(2)でございますが、委任規定の追加ということで、(第29条関係)この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。(3)としまして、その他所要の規定の整備。

3としまして、施行期日につきましては、この規則は公布の日から施行するというところでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 改正後のところで「停止」となっていますが、これは期限付きの停止なんですか、それともどこかで回復できるんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 今のご質問でございますが、返却から可能となるということです。

【委員長】 ほかにありますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

7 青梅市運動広場設置要綱の一部改正について(体育課)

【委員長】 次に、協議事項7を議題といたします。青梅市運動広場設置要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 青梅市運動広場設置要綱の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。協議資料7をご覧いただきたいと存じます。

改正の理由でございますが、運動広場の使用期間を、投資した整備経費に見合ったものにするため、本要綱の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございます。第2条は第2項第3号並びに第4号の関係で、従前「5年」としていたものを「10年」に改めようとするものでございます。

3の実施期日でございますが、平成22年4月1日とするものでございます。

なお、運動広場につきましては、新設はほとんどございません。現在、77カ所の運動広場が市内に設置されてございます。その77カ所のうち9割以上が30年以上の設置期間になっております。この要綱につきましては、新たに設置するものに対してでございますが、当然契約期間というものが、施設がなくなるまでではなくて、有限期間でございます。いろいろ土地の所有者等の関係もございまして、今までは評価額の改正に伴いまして3年間を予定しておりました。これをなるべく10年というふうに、更新時でもやっていこうというふうな考えでありますが、それは地主さんとの協議になりますので、ご了解いただければと思います。

以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市運動広場設置要綱の一部改正について、は承認されました。

協議事項は以上で終了いたします。

日程第5 議案審議

【総務課長】 平成22年度青梅市教育委員会の基本方針につきまして、先ほどご協議いただき、ご承認を賜りました。その中で、一部文言の整理につきましてご指摘をいただいたところがございます。調整する必要がございますので、しばらくの間、休憩の時間をいただきたいと思います。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

【委員長】 暫時休憩いたします。

(休憩)

【委員長】 会議を再開いたします。

次に、先ほど、協議事項1および協議事項6が承認されたことに伴い、議案が2件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に議案第19号、平成22年度青梅市教育委員会の基本方針についておよび議案第20号、青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてを追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第19号および議案第20号の2件を追加し、議題といたします。

議案第19号 平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について〔追加議案〕

【委員長】 それでは、議案第19号を議題といたします。

平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について、説明をお願いいたします。

【総務課長(柳内)】 議案第19号、平成22年度青梅市教育委員会の基本方針につきまして、ご説明申し上げます。

先ほど、協議事項の中でご指摘をいただきましたところにつきまして、文言の整理をさせていただきました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。なお、内容につきましては社会教育部長の方からご説明をさせていただきたいと存じます。

【社会教育部長】 それでは、「基本方針4 文化・芸術の振興」の項目2「芸術活動の振興」につきまして、ご説明申し上げます。

先ほどの内容でございますと、美術関係に特化するというようなご指摘等をいただいたわけでございますが、この2番を読ませていただきます。「市民が優れた芸術に親しむために、多岐にわたる芸術に関する学習および創作活動を支援し、芸術活動の振興を図る」ということで、大きな表現を入れさせていただきました。また、この各項目の下に、具体的な施策ということで、それぞれ具体的な内容を載せます。2の「芸術活動の振興」の中に、美術館ではこういうものを作る、あるいは博物館ではこういうものを作る、あるいは市民会館ではこういうものを作るというような具体的な内容がその後につきましますので、今回のこの表現につきましては、大きなくくりということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それではこれより採決をいたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成22年度青梅市教育委員会の基本方針について、は原案どおり可決されました。

議案第20号 青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について〔追加議案〕

【委員長】 次に、議案第20号を議題といたします。

青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 先ほど協議の中でご承認賜りましたものにつきまして、議案として上程させていただきたいと思います。

青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案させていただきます。

説明としましては、図書館資料の返却を長期にわたって延滞する利用者等に対する貸出しの停止措置を実施することに伴い、関係規定の整備を行おうとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

青梅市図書館条例施行規則の一部を、次のように改正させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、条例第12条(見出しを含む)中、「返還」を「返却」に改めさせていただきたいと思います。

また、第13条を次のように改めさせていただきたい。(図書館資料の貸出しの停止)第13条「委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対して、図書館資料の貸出しの停止を行うことができる。(1)貸出しを受けた図書館資料(以下、『貸出し資料』という。)を貸出期限までに返却しない者(2)貸出資料を亡失または損傷し、弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しない者(3)その他委員会が特に必要と認める者」。

第28条の次に1条を加えさせていただき、委任事項としまして、第29条を追加いたします。第29条「この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める」。

附則としまして、この規則は公布の日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第20号、青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

【協議事項の追加】

【委員長】 次に、ただいま議案第20号が可決されたことに伴い、協議事項が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に協議事項9、青梅市図書館資料貸出停止実施要綱の制定について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に協議事項9を追加し、議題といたします。

協議事項9 青梅市図書館資料貸出停止実施要綱の制定について(中央図書館管理課)

【委員長】 それでは、協議事項9を議題といたします。

青梅市図書館資料貸出停止実施要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 先ほどの議案をご決定いただいたことに伴いまして、追加の第29条(委任事項)の中で、「この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める」、この条文にもとづきまして、協議資料9、青梅市図書館資料貸出停止実施要綱について、この要綱を制定しようとするものでございます。

これは要綱でございますので、具体的な手続等の内容となっておりますのでございます。

1としまして目的でございますが、この要綱は、青梅市図書館条例施行規則第29条の規定にもとづき、規則第13条の規定による図書館資料の貸出しの停止について必要な事項を定めることを目的とするということでございます。

次の2でございますが、貸出資料を返却しない者に対する貸出停止、貸出しを受けた図書館資料を貸出期限までに返却しない者に対する貸出停止は、貸出資料を貸出期限の日の翌日から起算して30日を超えて返却しない場合に行うものとする。

3としまして停止期間でございますが、(1)図書館資料の貸出停止期間は、次のとおりとする。

アとしまして、貸出資料を貸出期限までに返却しない者に対する貸出停止期間は、当該資料を返却するまでの期間とする。

イとしまして、貸出資料を亡失または損傷し、弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しない者に対する貸出停止期間は、当該資料を弁償するまでの期間とする。

ウ、その他青梅市教育委員会が特に貸出停止が必要と認める者に対する貸出停止期間は、委員会が判断し定めた期間とする。

(2)でございますが、委員会が貸出停止を決定したときは、当該利用者に対して青梅市図書館資料貸出停止通知書(様式第1号)により通知するものとする。ただし、現在でも30日を超えますと、その時点で督促状を発送しております。この督促状に代えるものということで、ただし書きを記載させていただいております。ただし、前号アに該当する者に対する通知は、返却にか

かる督促の通知、または口頭によって行うことに代えることができる。口頭といいますのは、ほかの返却日があるものをカウンターに返却した場合、この1冊がまだ返却されていませんということで、口頭によってという部分を追加させていただいたところでございます。

4の貸出停止の解除でございますが、(1)としまして、次のいずれかに該当したときは、委員会は貸出停止を解除するものとする。アとしまして、貸出停止を受けることになった図書館資料を返却したとき。イとしまして、貸出停止を受けることになった図書館資料を弁償したとき。ウとしまして、その他委員会が貸出停止を解除することを適当と認めたとき。

(2)としまして、委員会は、貸出停止を解除したときは、当該貸出停止を受けた利用者に対して青梅市図書館資料貸出停止解除通知書により通知するものとする。ただし、前号アに該当する者に対する通知は、(先ほど申し上げましたように、カウンター等で)口頭によって行うことに代えることができるということでございます。

5の貸出停止の例外でございますが、委員会が貸出停止の対象外とすることに相当の理由があると認めた場合は、貸出停止は行わないものとする。

6のその他としまして、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

7の実施期日でございますが、この要綱は、平成22年4月1日から実施し、同年7月1日以降の図書館資料の貸出しについて適用するということでございます。この3カ月後の実施でございますが、周知期間を3カ月間もちまして、利用者に対しまして館内周知、あるいはホームページ、広報等で周知し、7月1日からこの要綱を適用させていただくというふうに考えております。

以上、ご協議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 停止通知書とそれから会議の通知書は、このペーパーの形でいくとなると封書になりますけれども、封書で行うのか、それともいわゆる八ガキサイズで行うのか、その辺はご検討されたんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 今のご質問でございますが、要綱の3の停止期間の(2)に、「・・・貸出停止通知書(様式第1号)により通知するものとする。ただし、前号アに該当する者に対する通知は、返却にかかる督促の通知、または口頭によって・・・」ということでございます。先ほど申し上げましたが、現在でも30日を超えた段階で督促通知を出しております。この通知の中に様式第1号を折り込んだ形で、八ガキの大きさを送りたいと。この様式第1号については封書になりますので、郵送料も若干高くなります。費用対効果から見ますと、八ガキの督促状の中に刷り込んだ方が、基本的には安いのかなというところで、まずは八ガキの方を出していきたいというふうに考えております。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館資料貸出停止実施要綱の制定については承認されました。

日程第6 委員長閉議および閉会

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 今後の日程につきましてご説明申し上げます。

まず、2月10日（水）教育委員会臨時会を本会場で予定させていただいております。時間は午前10時からになりますので、よろしくお願い申し上げます。内容は、教員の人事ほかということでございます。

次に、2月22日（月）やはり教育委員会臨時会を本会場で予定させていただいております。時間は午後1時30分からになりますので、よろしくお願い申し上げます。内容は、補正予算、新年度予算、その他規則・要綱等の改正ということでございます。

次に、来月になりますが、3月24日（水）教育委員会定例会を本会場で予定させていただいております。時間は午後1時30分から。内容につきましては、平成22年度教育委員会の主な教育施策、事務局職員・教職員人事等、議案審議等でございます。

以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員